

## 消費税率 8% 引き上げ時の実務論点

### はじめに

2012年8月10日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律案」が可決され、2014年4月1日（施行日）より消費税率が8%へ引き上げられます。このため、経過措置に該当するものは除いて施行日以後に行われる資産の譲渡等の消費税率は8%となります。今回は施行日前後の資産の譲渡等についてまとめたいと思います。

### いつ時点の取引から8%で認識するか？

消費税率の引き上げにより施行日前後で消費税率が異なるため、それぞれの取引をいつ時点で認識するかが重要になります。

まず、資産の譲渡等（棚卸資産の引渡し）については「その販売に係る契約の内容等に応じてその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日（基通9-1-2）」によるものとされています。したがって、出荷基準で収益を認識している場合には、施行日以降に出荷したものが8%となります。また、課税仕入れを行った日については「資産の譲渡等の時期の取扱いに準ずる（基通11-3-1）」とされているため、検収基準を採用している場合には施行日後に検収したものが8%になります。

### 事例

(1) 平成26年4月分賃料を平成26年3月に請求（3月末に受領）する場合

「資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額（前受けに係る額を除く）を対価とする資産の譲渡等の時期は、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日（基通9-1-20）」とされているため、3月末に受領する場合には旧税率の5%が適用されます。但し、入金時に前受金で処理し、4月に売上に振り替える処理を行っている場合には新税率の8%が適用されます。

なお、不動産の賃貸料については、資産の貸付けの経過措置に該当する可能性もあるため、経過措置の適用可否についても確認する必要があります。

(2) 売り手と買い手で計上基準が異なる場合

(取引例) 譲渡側：3月28日出荷(出荷基準で売上認識)

仕入側：4月2日検収(検収基準で仕入認識)

施行日前の3月29日に出荷され、施行日の4月2日に検収されているため、原則に則って処理すると、譲渡した側（出荷基準）は3月29日の売上げとなるため税率5%となりますが、仕入側（検収基準）は4月1日の仕入れとなり税率8%で消費税の計算を行うことになり、資産の譲渡側と仕入側で税率が一致しないこととなります。

こちらについては平成26年1月に消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」が公表され、譲渡側の資産の譲渡等の日が仕入側に適用されることになるため、仕入側も旧税率で処理することが明らかになっています。仕入側では8%の課税仕入れとすることができないため注意が必要です。実務的には相手側の請求書等に税率が明示されている場合には、請求書記載の税率にしたがって仕入側も処理することになると考えられます。

### 最後に

今回は施行日前後で採用する税率について触れましたが、消費税率の引き上げによる影響は、社内フォーマットの変更や資金繰り、社内システムなど多岐に渡ります。例えば、消費税増税による納税額の増加により、これまで半期に一度の中間申告を行っていた事業者が四半期に一度中間申告が必要となるケースも想定され、資金繰りへの影響も想定されます。

施行日まで2ヵ月余りとなるため、あらかじめ疑問点や対応すべき項目の洗い出しを行う必要があると考えられます。

(文責：森永)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : [info@aotaf.jp](mailto:info@aotaf.jp)